

甲州議第111号
令和7年8月25日

甲州市議会議長 広瀬 明弘 様

甲州市議会議員政治倫理審査会
委員長 丸山 国一

甲州市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

令和7年3月21日付けで審査請求があった件について、甲州市議会議員政治倫理規程第8条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

1 請求内容

(1) 政治倫理審査の対象となる議員の氏名

高畑 一幸 議員

(2) 違反の疑いがあると認められる規定等

甲州市議会議員政治倫理規程第3条第7号

(3) 違反の疑いがある内容

高畑議員が提出した令和3年度および令和4年度の政務活動費支出報告書の領収書に関して、通信（はがき）の印刷および郵送費用（はがき代）を外部コンサルタントに委託したが、支払った経費について外部コンサルタントから受け取った白紙の領収書に、自身で宛名及び金額、但し書きを記入したこと。

2 審査結果

別紙のとおり

甲州市議会議員政治倫理審査会審査結果

1 審査会の設置

本審査会は、令和7年3月21日付けで3名の市議会議員から甲州市議会議員政治倫理規程（以下、政治倫理規程）第5条の規定に基づく審査請求があった。同年4月15日に開催された議員全員協議会において政治倫理審査会（以下、審査会）を設置することとなり、広瀬明弘議長から委員8名が任命された。

2 審査の経過

(1) 第1回審査会（公開審査） 令和7年8月7日（木）

委員長及び副委員長を互選した後、今後の審査会の進め方等について確認した。

また、第2回審査会において政治倫理規程第7条第3項及び第4項に基づき、審査請求者3名（相沢議員、佐藤議員、荻原議員）、関係者1名（平塚議員（前議長））、審査対象者1名（高畑議員）に、審査における必要事項の聞き取り調査を行うことを決定した。

次の開催日（第2回審査会）を令和7年8月20日（水）、午後2時からとした。

(2) 第2回審査会（公開審査） 令和7年8月20日（水）

政治倫理規程第7条第3項及び第4項に基づき、審査請求者2名（相沢議員、荻原議員）、関係者1名（平塚議員（前議長））、審査対象者1名（高畑議員）に、審査における必要事項の聞き取り調査を行った。（審査請求者である佐藤議員は体調不良のため欠席であった。）

その後委員間で意見交換を行った。

審査会としての最終見解及び結論は、次のとおりである。

- ① 審査会請求者は、「高畑議員が政治倫理規程に違反した疑いがある点についてのみ審査請求した」ことを確認した。
- ② 高畑議員の政務活動費に係わる処理について、刑事告発されるに至ったことを請求者より確認した。
- ③ 警察の捜査に発展した後、逐次、高畑議員から議長への報告はあったが、捜査に関することは守秘義務があり、議員全員に共有することは議長の判断として行わなかったことを確認した。
- ④ 最終的に不起訴処分とした検察の判断はあったが、高畑議員の行為、特に白紙領収書への自己記入が市民に疑念を持たれた原因であり、議長より「嚴重注意」を行ったことを確認した。
- ⑤ 白紙の領収書への自己記入は、市民から疑念を持たれる大きな原因であり、高畑議員本人も、非を認め反省の意を表していることから、政治倫理規程第3条第7号の規定に違反する行為であったと全会一致で結論付けた。

以上のことから、審査会としては、政治倫理規程第8条第2項の1号「この規程を遵守させるため警告し、誓約書の提出を求めること。」が相当との結論となり、それをもって審査会の解散となった。

この審査結果報告書については、内容を委員全員で確認し、議長に提出することとなった。